

令和6年2月9日
物流・自動車局旅客課

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業（第12期）を実施します ～令和5年12月1日から令和6年1月31日の間のLPガスの価格高騰相当分を支援～

「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」（第12期）の申請受付を、
2月9日（金）から開始します。
今回の対象期間は令和5年12月1日～令和6年1月31日です。

国土交通省では、現在の原油価格の高騰を受け、国民生活等への不測の影響を緩和するため、LPガスを使用するタクシー事業者に対して、燃料高騰相当分を支援する事業を実施しています。

今般、第1期～第11期に続き、第12期（令和5年12月1日～令和6年1月31日）の申請受付を開始します。

1 補助対象事業者

一般乗用旅客自動車運送事業者

2 申請受付期間

令和6年2月9日（金）～令和6年3月14日（木）16時

※通常に比べて申請受付期間が短くなっていますのでご注意ください。

3 支援内容

令和5年12月1日～令和6年1月31日の間における、LPガスの価格高騰相当分を支援。

※令和6年2月以降の事業については、別途お知らせします。

4 事業の執行団体

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 事務局

（パシフィックコンサルタンツ（株）内）

具体的な事業内容や申請方法等の詳細については、事務局のホームページをご確認ください。

【事務局特設Webサイト】

<https://www.lpg-subsidy.pacific-hojo.jp/>

※第1期～第11期とは申請書、電話番号、提出メールアドレス等が異なりますのでご注意ください。

5 その他

- ・令和6年2月以降の事業については、別途お知らせします。
- ・第1期～第11期（令和4年1月～令和5年11月分）の受付は終了しております。
- ・第9期～第11期に補助金を受領された事業者においては、第12期については申請が簡便になる場合があります。詳しくは事務局特設Webサイトをご覧ください。

【お問い合わせ先】

（補助事業の申請に関すること）

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 事務局

（パシフィックコンサルタンツ（株）内）

TEL：050-5805-8978

※第1期～第11期と異なりますのでご注意ください。

（事業全般に関すること）

物流・自動車局旅客課 能勢、紙谷

代表：（03）5253-8111（内線41263）

直通：（03）5253-8571